

**宮崎県障害児入所給付費管理システム構築業務委託
企画提案競技実施要領**

1 目的

業務の効率化と、迅速かつ正確なマイナンバー情報連携への対応を可能にするとともに、国の示す PMH 医療費助成システムへの情報登録へ対応するために障害児入所給付費の管理システムを構築し、障がい福祉課及び各福祉こどもセンターに導入する。

2 委託業務の内容

宮崎県障害児入所給付費管理システム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 予算上限額

8,858,300円（消費税及び地方消費税額含む。）

※ この金額は、契約予定価格を示すものではない。

※ この金額は、仕様書及び企画提案内容の履行に要する全ての経費を含む。

※ 委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 参加資格

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録されたもの、または過去2年以内にこの業務委託と同種・同規模程度の業務実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がない者。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ウェブサイトにより公示

7 スケジュール

(1) 県庁ウェブサイト公示	令和8年6月29日(月)	
(2) 企画提案競技の参加申込書の提出期限	令和8年7月10日(金)	午後5時まで
(3) 質問票受付期限	令和8年7月10日(金)	午後5時まで
(4) 企画提案書の提出期限	令和8年7月21日(火)	午後5時まで
(5) 受託候補者決定・審査結果通知	令和8年7月24日(金)	

8 事務を担当する部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1
宮崎県福祉保健部障がい福祉課 障がい児支援担当（担当 川野）
電話 0985-44-2690
ファクシミリ 0985-26-7340
電子メール shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp

9 企画提案競技について

(1) 参加申込み

本企画提案競技（プロポーザル方式）に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第1号）を提出すること。

①提出期限 令和8年7月10日(金) 午後5時まで（必着）

②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(2) 企画提案競技に係る質問

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問書（様式第2号）を令和8年7月10日(金) 午後5時までにFAX又は電子メールで提出すること。（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

質問への回答は、原則として質問受付日から2日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、参加申込書を提出した全員に対して、電子メールにて質問及び回答を送付するとともに、県ウェブサイトにて回答を公開することがある。

(3) 企画提案書の提出

①企画提案書の内容

以下の内容を網羅することとし、審査基準書の審査項目に沿って提案すること。

ア 企画提案競技参加者の概要、類似業務受注実績

イ システムのコンセプト及び全体イメージ

ウ システムの機能性及び操作性

エ 個人情報保護及びセキュリティに関する対策や機能

オ 令和9年度以降の運用保守の内容や経費

カ システム操作研修内容

キ 業務実施スケジュール

ク 業務実施体制

ケ その他提案事項

②提出書類

ア 企画提案書（原本1部、コピー4部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式は、A4判（一部A3判を折りたたみでも可）とし、20ページ以内とすること。
- ・ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。
- ・ 日本語で表記すること。（専門用語については、必要に応じて用語解説を添付）
- ・ 通し番号を振り、目次を付けること。
- ・ 本委託業務を達成するに当たり、県職員に求める作業及び資料等について記載すること。
- ・ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- ・ 企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

イ 見積書（原本1部、コピー4部）

- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ・ 仕様書に定める各項目及び企画提案の内容を含めた積算の見積書を提出すること。様式は任意とする。
- ・ 次年度以降の運用・保守費の参考見積を提出すること。様式は任意とする。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、業務名は『宮崎県障害児入所給付費管理システム構築業務』とすること。

ウ 会社概要（既存のもので可、1部）

エ 誓約書（1部）

- ・ 様式第3号により提出すること。

③提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時必着

④提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(4) 審査方法

各審査員が、提出された企画提案書及び見積書等の内容を、別紙の審査基準表に基づき、評価を行う。

(5) 選定方法

審査員ごとに合計点の上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）を付するものとし、その合計点数が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年7月24日（金）までに電子メール及び書面により通知する。

(7) 契約の締結等

- ① 受託候補者と県は、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、仕様書の内容は、協議の上で変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して、本委託業務の契約の手続きを行う。
- ② 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ③ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範

圏内で随意契約を行うものとする。

④ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

⑤ 委託料の支払いは、精算払とする。

(8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

① 提案に参加する資格のない者が提案したとき

② 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき

③ 同一者が二件以上の提案をしたとき

④ 提案に関してその他不正の行為があったとき

⑤ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき

⑥ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(9) その他

① 提出された企画提案書等は返却しない。

② 企画提案に要する一切の経費は、入札参加者の負担とする。

③ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

④ 選考に当たり必要があれば、企画提案書・見積書以外の資料提示を求める場合がある。

⑤ 選定結果の異議申し立ては認めない。

⑥ 審査内容については、公表しない。